

徳島県規則第二十二号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年徳島県規則第一百一号）の一部を次のように改正する。

様式第七号の(表)中「の型番」を「又は全自動調理機の型番」に改め、同様式の(裏)中

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設 (ふりがな)			<input type="checkbox"/>
ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合		認定番号等	

業種に応じた情報

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	
ふぐの処理を行う施設 (ふりがな)	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	
ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合		認定番号等	

業種に応じた情報

□	□
---	---

に改める。

様式第九号の(表)中「の型番」や「又は全自動調理機の型番」に改め、同様式の(裏)中

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	□	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	□
ふぐの処理を行う施設			
(ふりがな)			
ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合		認定番号等	

業種に応じた情報

業種	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	□	飲食店のうち従業員が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業
業種に	ふぐの処理を行う施設	□	生食用食肉の加工又は調理を行う施設

を

に  
した  
情報

(ふりがな)

ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合

認定番号等

に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の様式第七号及び様式第九号に相当する改正前の様式第七号及び様式第九号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。